

海津市テレワーカー養成講座委託業務仕様書

1. 業務目的

(1) 趣旨

主に子育て中の市民を対象に、テレワーカーの働き方から、テレワーク就労を有利に進めるための専門スキルを学ぶ講座を実施して就業まで支援する。これにより、育児中や育児後の再就職を希望する人等が多様で柔軟な働き方ができる環境を整え、本市への移住定住を促進する。

(2) 対象者

以下の全てに該当する者とする。

- ①本市に居住する者又は本市に移住予定の者
- ②求職中の者（就業経験のない者も含む）又は非正規雇用で就業している者
- ③在宅ワークでの就労を希望する者

2. 業務内容

(1) テレワーカー養成講座受講者の募集及び選定

募集前に、市民向けにテレワークのメリットや仕事内容等及びテレワーカー養成講座についての説明会を行い、事業の周知を図る。

SNS、ホームページ、その他広報ツールを用いて、テレワーカー養成講座受講者を募集する。具体的な周知・募集方法については提案すること。応募者が対象者に該当するかどうか、応募書類等により選考を行う。市内に居住する者を優先的に選定し、市と協議の上で参加者を決定し、その結果を応募者に通知する。

(2) テレワーカーの養成

① 講座の実施方法

原則オンラインとする。

② 講座の内容

選定したテレワーカー養成講座受講者のやりがいや能力適性及び事業者側のニーズ等を踏まえ、テレワークの基礎を習得するための講座と、テレワークでの就労・定着につながる実用的なスキルを習得するための講座の2コースの内容やカリキュラムを提案した上で実施する。

③ 講座の定員、時間、回数等

ア 各コースの定員は原則15人とする。

イ 1コースの回数は2回以上、2コースの合計回数は6回以上とし、各コースの時間と回数は提案すること。

ウ 令和8年2月末日までには全てのカリキュラムを修了させること。

エ 子育てや介護等の事情により、急遽講座に参加できなくなった受講者には、アーカイブ動画を配信するなど、フォローアップを行い継続できるよう支援すること。

④ 受講費

受託者は、以下の区分に応じて、以下の金額を受講者から徴収すること。

ア 市内に居住する者 1コース1万円

イ 市外に居住する者 1コース5万円

⑤ 講座受講修了証の発行

全てのカリキュラムを修了した受講者に、修了証を発行すること。

(3) テレワーク業務斡旋及び業務遂行支援

受託者が企業から受注した業務を、養成したテレワーカーの能力に応じて割り振りを行い、その業務が遂行できるような支援を行う等、受講者が講座を受講後に、テレワーカーとして就業できるような方法を提案すること。

(4) 市への報告

- ① 本市との協議記録（協議後都度）
- ② 講座のカリキュラム及びタイムスケジュール（講座開始前まで）
- ③ 事業完了報告書（事業完了時）

5. その他留意事項

- ・市内、市外の受講者の人数が確定後、変更契約をする。
- ・講座受講に必要な設備及びインターネット接続環境について、受講者自ら用意するものとし、通信費は受講者が負担するものとする。
- ・岐阜県暴力団排除条例を遵守し、業務に関係するすべての者について、暴力団関係者を排除しなければならない。
- ・受託者は、本業務により知りえた情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏えいしてはならない。本業務の契約が終了した後においても同様とする。
- ・本業務により新たに発生した著作権は、市に帰属することとし、市は写真や映像等を加工及び二次利用できることとする。
- ・業務を遂行する上で本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、市と受注者の協議のうえ決定する。